



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 1月15日 金曜日 第2739号

◇ 目 次 ◇

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|---------|
| 指定自立支援医療機関の名称の変更..... | (障害福祉課) |17 |
| 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧..... | (経営支援課) |17 |
| 海岸保全区域の指定の一部改正..... | (漁港課) |17 |
| 建設業者の許可の取消し（2件）..... | (東予地方局管理課、中予地方局管理課) |19 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | (南予地方局農村整備課) |19 |
| 道路の供用開始（県道西谷吉田線）..... | (南予地方局管理課) |19 |
| 道路の区域変更（県道内子双海線）..... | (南予地方局大洲土木事務所) |20 |
| 道路の区域変更（県道池田中山線）..... | (") |20 |
| 道路の供用開始（県道池田中山線）..... | (") |20 |

選挙管理委員会告示

| | | |
|------------------------|-------------|---------|
| 政治団体の届出事項の異動の届出..... | (選挙管理委員会) |20 |
| 政治団体の解散の届出..... | (") |21 |
| 資金管理団体の届出事項の異動の届出..... | (") |21 |

告 示

○愛媛県告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成28年 1月15日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称 | | 変更年月日 |
|--------------|--------------|-------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| メディコ21薬局・重信店 | レデイ薬局 グラン重信店 | 平成27年12月 1日 |

○愛媛県告示第43号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第65条第1項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるため、同条第4項において準用する法第37条第7項の規定に基づき、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり告示する。

当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び法第65条第4

項において準用する法第37条第8項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月15日

愛媛県知事 中村時広

- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案
松山市湊町5丁目1番1から4まで、9から11まで、2番1から4まで、湊町6丁目1番1、永代町10番4、7から10まで、末広町16番4

2 意見書の提出

この告示に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、告示の日から2週間以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

イ 当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第44号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成28年 1月15日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

| 番号 | 海岸名 | 市町村 | 管理者 | 延長 | 区 域 |
|-------------|----------------------------|---------------|----------------|-----------------|--|
| 1・2 省略 | | | | | |
| 1～3 省略 | | | | | |
| 4 | 燧灘 沿岸 長津 漁港 海岸 | 四国 中央 市 | 四国 中央 市長 | 995 メー トル | <p>基点2から基点12までを 順次結んだ線並びに基点 12、補助点3、補助点2、 補助点1及び基点2を順次 結んだ線により囲まれた区 域</p> <p>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、四国中央市土 居町野田甲483番29地先の標 柱(X座標108062.649、Y 座標-2759.351)</p> <p>基点2は、基点1から276 度00分436メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から188 度30分63メートルの地点</p> <p>基点4は、基点1から191 度30分69メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から80 度00分38メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から104 度00分88メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から174 度00分28メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から108 度00分46メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から106 度30分124メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から22 度30分28メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から119 度30分120メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から18 度30分20メートルの地点</p> <p>補助点3は、基点12から 12度00分74メートルの地点</p> <p>補助点2は、基点6から 47度00分139メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点2から 15度00分39メートルの地点</p> |
| 5～183 省略 | | | | | |

| 番号 | 海岸名 | 市町村 | 管理者 | 延長 | 区 域 |
|-------------|----------------------------|---------|----------|-----------------|---|
| 1・2 省略 | | | | | |
| 1～3 省略 | | | | | |
| 4 | 燧灘 沿岸 長津 漁港 海岸 | 土居 町 | 土居 町長 | 630 メー トル | <p>1 土居町大字野田甲93番 地南東角附近の標識杭の 点</p> <p>2 1点より106度測線上 128メートルの点</p> <p>3 2点より101度測線上 255メートルの点</p> <p>4 3点より108度測線上75 メートルの点</p> <p>5 4点より117度測線上 107メートルの点</p> <p>6 5点より161度30分測線 上19メートルの点</p> <p>7 6点より111度測線上52 メートルの点</p> <p>1 1点より17度10分測線 上46メートルの点</p> <p>1 1 点より22度測線上 64メートルの点</p> <p>7 7点より18度測線上150 メートルの点</p> <p>以上 1 2 3 4 5 6 7 7 1</p> <p>1 1の各点を結ぶ線によ り囲まれたる区域</p> |
| 5～183 省略 | | | | | |

○愛媛県告示第45号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 1月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実 |
|---------------------|-----------------|--------------|-----------|--------------------|-----------------|---|------------------------|
| (般 - 22) 第 16794号 | 平成22年 12月14日 | (株)ウィンウィンホーム | 松本 誠二 | 西条市喜多川620 | 平成27年 12月1日 | 大工工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 24) 第 11673号 | 平成24年 8月7日 | 樹鴻園 | 鴻上 健一 | 新居浜市中萩町8 - 6 | 平成27年 12月7日 | 土工事業 造園工事業 | 建設業の廃止 |
| (特 - 22) 第 2152号 | 平成23年 2月22日 | (有)大池工務店 | 池本一喜代 | 越智郡上島町生名490 | 平成27年 12月15日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 23) 第 14873号 | 平成23年 12月11日 | (有)四国重機リース | 白石真奈美 | 新居浜市磯浦町乙618 - 1 | 平成27年 12月22日 | 土工事業 ほ装工事業 | 建設業の廃止 (一部) |

○愛媛県告示第46号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 1月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実 |
|---------------------|----------------|-------------|-----------|------------------------|-----------------|---|------------------------|
| (般 - 26) 第 16630号 | 平成27年 2月3日 | (株)北部 | 疋田 千絵 | 松山市馬木町441 - 1 | 平成27年 12月3日 | 土工事業、石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 24) 第 9516号 | 平成24年 7月12日 | (有)魁商事 | 武智 英一 | 伊予市宮下248 | 平成27年 12月8日 | 土工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業、塗装工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 22) 第 11123号 | 平成23年 3月7日 | (有)椿野建設 | 小池 計文 | 松山市泊町550 - 1 | 平成27年 12月10日 | 土工事業 とび・土工工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 27) 第 16659号 | 平成27年 4月5日 | 田井建築 | 田井 孝司 | 伊予市森甲226 - 3 | 平成27年 12月14日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (法人成り) |
| (般 - 25) 第 15517号 | 平成26年 3月25日 | (有)ナモトホーム | 名本 哲克 | 伊予郡松前町大字徳丸11 30 - 7 | 平成27年 12月17日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 27) 第 14660号 | 平成27年 12月4日 | 友澤設備 | 友澤 昌幸 | 伊予市大平甲155 - 2 | 平成27年 12月18日 | 管工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 (法人成り) |

○愛媛県告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城川町魚成土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 1月15日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------|----------------|
| 理 事 | 河 野 稔 | 西予市城川町魚成3932番地 |

○愛媛県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---|-------------|
| 県 道 | 西谷吉田線 | 宇和島市吉田町立間字八反代1番耕地1441番3から 同字1番耕地1421番4まで | 平成28年 1月15日 |

○愛媛県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 内子双海線 | 喜多郡内子町城廻689番1から 同町城廻719番2まで | 旧 | メートル 4.0～10.1 | キロメートル 0.246 | |
| | | | 新 | 9.6～14.8 | 0.243 | |

○愛媛県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|------------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 池田中山線 | 喜多郡内子町大瀬北5303番4から 同町大瀬北5167番4まで | 旧 | メートル 4.2～32.2 | キロメートル 0.184 | |
| | | | 新 | 14.7～47.4 | 0.184 | |

○愛媛県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 池田中山線 | 喜多郡内子町大瀬北5303番4から 同町大瀬北5303番3まで | 平成28年 1月15日 |

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成28年 1月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|--------------------|---------|------------|----------------|--------------|-------------|
| 自由民主党愛媛県陸運支部 | 清 水 一 郎 | 代 表 者 | 清 水 一 郎 | 佐 伯 要 | 平成27年 5月27日 |
| 自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部 | 井 原 巧 | 主たる事務所の所在地 | 四国中央市中曾根町411-5 | 松山市二番町四丁目5-4 | 平成27年12月7日 |
| 自由民主党愛媛県港湾建設支部 | 大 西 治 | 会 計 責 任 者 | 永 原 徹 | 水 田 とも子 | 平成27年12月18日 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 異 動 年 月 日 |
|---------------------|---------|------------|----------------|-------------------|-------------|
| 愛媛県電気工事工業組合 政治連盟 | 越 智 光 孝 | 会 計 責 任 者 | 越 智 光 孝 | 山 本 兼 弘 | 平成27年 5月29日 |
| 石川かつゆき後援会 | 青 野 正 | 主たる事務所の所在地 | 新居浜市宮西町 5 - 10 | 新居浜市庄内町四丁目 3 - 18 | 平成27年12月11日 |
| 石川勝行後援会 | 石 川 勝 行 | 主たる事務所の所在地 | 新居浜市宮西町 5 - 10 | 新居浜市庄内町四丁目 3 - 18 | 平成27年12月11日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成28年 1月15日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|------------------|---------|-------------|
| 自由民主党愛媛県八幡浜市第一支部 | 清 家 俊 蔵 | 平成27年12月 8日 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------------|---------|-------------|
| 清 家 俊 蔵 後 援 会 | 村 井 英 治 | 平成27年12月 8日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成28年 1月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 届 出 年 月 日 |
|------------------|-----------|------------|----------------|-------------------|-------------|
| 石 川 勝 行 | 石川勝行後援会 | 主たる事務所の所在地 | 新居浜市宮西町 5 - 10 | 新居浜市庄内町四丁目 3 - 18 | 平成27年12月11日 |